

都道府県・指定都市社会福祉協議会事務局長 殿

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
地域福祉推進委員会  
委員長 川 村 裕



関係機関・団体との協働によるひきこもり状態にある人と家族  
の支援について（お願い）

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、川崎市の事件や農林水産省の元事務次官による事件など、痛ましい事件が続いています。事件の詳細は現在捜査中であり、事実関係は定かではありませんが、安易にひきこもりに結び付ける報道もあり、ひきこもりの子どもをもつ親などから社協に相談が寄せられていると聞いています。

今まさに地域で困難な状況に直面しているひきこもり状態の人とその家族に寄り添い、相談を受け止め、社会とのつながりを回復するための支援を行うことが求められています。

私たち社協は、『社協・生活支援活動強化方針』のなかで、「地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けた行動宣言」を行い、あらゆる生活課題への対応と地域のつながりの再構築に向け、事業や活動を展開しています。

このため、ひきこもり状態にある本人や家族の課題解決に向けて、社協は専門機関や行政、社会福祉法人・施設、民生委員・児童委員、地域住民等と協働し対応することが不可欠です。

つきましては、趣旨ご理解の上、貴県・市社協におかれましては下記事項にご留意いただき、ひきこもり状態にある人と家族に対する必要な支援・対応をお願いいたしますとともに、貴管内市区町村社協への周知につきましてもご高配賜りたくお願い申し上げます。

## 記

### 1. ひきこもりの人の特徴と対応上の留意点

- ・ひきこもり状態に至る原因はさまざまで、本人やその家族の悩みや苦しみの相談支援は、心理、精神医学等の専門家を交えて時間をかけて対応することが必要です。しかも、本人や家族はひきこもり状態を隠す傾向が強く、また孤立しがちで、自ら相談に来ない、来られない人も多くいます。このため、社協は地域の関係者とともに、できるだけ早期にひきこもり状態にある人を発見・把握し、相談につなげる必要があります
- ・ひきこもり状態にある人自らが相談を申し込んだり、相談窓口を訪れたりすることはまれで、大部分は家族など関係者からの相談受付から始まります。家族から社協に相談が

あった場合、まずは家族の苦労をねぎらい、相談をしっかりと受け止めてください。長期にわたって悩み、苦しんできた家族は、勇気を振り絞って相談窓口で電話をしたり、訪ねたりすることが少なくないからです。

- ・ひきこもりの相談支援は非常に難しく専門性が要求されます。このため、社協だけで抱え込むのではなく、対応にあたっては、「2. ひきこもり支援を行う関係機関」で挙げた支援機関等との連携が重要です。
- ・また、社協として対応できない場合でも、そうした支援機関を紹介・情報提供したり、必要に応じてつないだりします。相談者の中には支援機関を紹介しても、そこに行けない人や、何が主訴か相手に説明できない人もいます。このため、社協は関係機関・団体等とともに、可能な限り、同行支援や本人・家族の代弁をするなど、伴走型の支援を行うことが必要です。

## 2. ひきこもり支援を行う関係機関

### ◇ひきこもり地域支援センター

<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000515493.pdf>

都道府県・指定都市に所在し、ひきこもりに特化した第1次相談窓口としての機能を有している。「ひきこもり支援コーディネーター」を配置し、ひきこもりの状態にある本人や家族からの電話、来所等による相談に応じ、助言を行うとともに、家庭訪問を中心とするアウトリーチ型の支援を行う。

### ◇精神保健福祉センター

<https://www.mhlw.go.jp/kokoro/support/mhcenter.html>

都道府県・指定都市に所在し、ひきこもりのほか精神保健福祉全般にわたる相談を行っている。電話や面接で相談できる。

### ◇保健所

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/hokenjo/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/hokenjo/index.html)

ひきこもり相談をはじめ、こころの健康、保健、医療、福祉に関する幅広い相談を受け付けている。相談は電話相談、面談による相談があり、保健師、医師、精神保健福祉士などの専門職が対応する。また、相談者の要望によって、保健師は家庭を訪問して相談を行うこともできる。

### ◇市町村保健センター

保健、医療、福祉について、身近で利用頻度の高い相談に対応している。障害福祉サービスなどの申請受付や相談、保健師による訪問等の支援を行っている。問い合わせは、各市町村役所・役場まで。

### ◇生活困窮者の自立相談支援機関

<https://www.mhlw.go.jp/content/000505281.pdf>

### ◇ひきこもり家族会（支部）

<https://www.khj-h.com/meeting/families-meeting-list/>

家族会では、家族の学習会 月例会（講演会）相談会・アウトリーチ（訪問）居場所運営などを行なっている。

## 3. 本件に関する問い合わせ先

全国社会福祉協議会地域福祉部 担当：水谷、平井、高橋

TEL03-3581-4655 E-mail:z-chiiki@shakyo.or.jp